

【重要】電子入札に関する注意事項

平成24年10月19日

平成20年度以降、原則として建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における全業種・全入札案件が電子入札となりましたが、下記事項に注意して制限付き一般競争入札または指名競争入札に参加してください。

1. 工事費見積内訳書について

- (1) 建設工事部門の電子入札については、工事費見積内訳書の添付は必須です。添付忘れや間違ったファイルの添付をすると、失格扱いとなりますので、十分注意してください。(見積内訳書の提出は、原則として電子入札システムによる提出のみとします。)
- (2) Microsoft Excel 2007で編集した見積内訳書を添付する場合は、ファイルの種類を『Microsoft Excel 97－Excel 2003』で保存したものを使用してください。
(白山市の Excel 2007 の導入時期は未定)
- (3) 添付ファイルの様式は自由ですが、添付ファイルの名称は『会社名－工事名』としてください。また、Excel ファイルで提示した単抜き設計図書については、そのまま利用しても構いません。

2. ICカードの有効期限について

電子入札に使用する ICカードには、それぞれに個別の電子認証が振り分けられており、その電子認証をもとに入札が行われています。

現在使用中のICカードの有効期限は各社で確認・把握しておいてください。指名通知または一般競争入札の参加申請が行われた日から落札決定日までの間に有効期限が切れてしまうと、見積内訳書の開封作業や開札執行ができなくなってしまう、入札の執行に重大な影響を及ぼします。(この場合、入札がなされていても失格扱いとなります)

上記に該当する場合、または、更新手続き中で電子入札システムが利用できないときは、監理課まで『紙入札方式承諾願』(HP中：要綱・基準等ページにあります)を

速やかに提出し、紙入札への切り替え手続きを行って下さい。

ICカードの有効期限が近づいてきた場合につきましては、各社の責任において更新手続きの準備・更新作業を行って下さい。(更新手続きには1ヶ月以上かかる場合があります、やむを得ない理由で更新できなかった場合につきましては、新規登録作業を行う必要があります。)

3. 電子入札の普及・促進について

電子入札システムに未登録の業者につきましては、ICカードを準備いただき、速やかに登録していただきますようお願いいたします。

また、入札参加資格申請時に委任状にて営業所等へ委任されている場合は、営業所等での利用者登録が必要となります。既に本社で利用者登録が済まれている場合は、速やかに営業所等への変更手続きを行って下さい。(同一自治体への二重登録は不可)

4. 再度入札（2回目入札）の実施について

測量・建設コンサルタント等の業務については、1回目の入札において予定価格以下の応札がない場合は、2回目の入札を実施することになります。概ね1～2時間後に2回目の締め切りを設定し再度入札を執行しますので、電子入札システムにより入札状況の確認をしてください。

なお、いかなる理由があっても、締め切り時刻までに入札がない場合は失格扱いとなります。(入札案内のメールは到着までに時間がかかる場合がありますので、必ず電子入札システムにより確認してください。)